2　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。特に、当該輸出入当局は、接受国の法令に基づいて次の権利を有する。

(a)　調査及び関連する職務を行う権利

(b)　訪問部隊の構成員又は文民構成員を捜索する権利

(c)　手荷物、貨物及び車両を検査する権利

(d)　物件を差し押さえる権利（当該物件は、両締約国間における協議の後、派遣国に還付されることがある。）

3　2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国の税関当局は、必要な場合には、調査及び物件の差押えの実施について相互に援助する。

4　派遣国の公用の封印がある公文書は、不可侵とする。当該公文書の包装には、公文書のみが封入されていることを確認する派遣国が発給する証明書を添付する。

5　訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、全ての資材、需品及び備品であって、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものであり、かつ、輸入の時に訪問部隊又は文民構成員による売却を目的としていないものを税の免除を受けて接受国に輸入することができる。派遣国は、接受国の当局によって要求される場合には、当該資材、需品及び備品が専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のために輸入されることを確認する必要な書類を接受国の関係当局に提出する。

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、次の全ての条件が満たされる場合には、接受国の法令によって認められる範囲内で、合理的な数量の身回品、家具及び家庭用品（自動車、紙巻たばこ、葉巻たばこその他のたばこ及びアルコール飲料を除く。以下「個人用品」と総称する。）を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。

(a)　当該個人用品が、接受国が定める手続（接受国の当局によって要求される場合には、当該個人用品が私用のためのものであることを確認する必要な書類の提出を含む。）に従って輸入されること。

(b)　当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。

(c)　当該個人用品が当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員によって引き続き使用され、所有され、及び占有されること。

7　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、6に定める条件と同一の条件が満たされる場合には、接受国の法令によって認められる範囲内で、一台の自動車を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。この条の規定は、当該自動車について納付すべき他の租税の免除を与える義務を定めるものではない。

8　5から7までの規定により税の免除を受けて輸入された品目は、

(a)　税の免除を受けて輸出することができる。もっとも、接受国の関係当局は、輸出される品目が5から7までに定める条件に従って輸入されたことの確認を求めることができる。

(b)　税の免除を受けて当該品目を輸入する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。ただし、接受国が認め、かつ、接受国の法令（そのように処分される品目について納付すべき税の納税義務に関するものを含む。）に従って行われる場合は、この限りでない。

9　5から7までの規定によって与えられる免除は、品目の輸入及び輸出についてのみ適用するものとし、税が既に徴収された品目を接受国において購入する場合に、当該税の還付を要求するものと解してはならない。

10　派遣国は、この条の他の規定が適用される場合を除くほか、訪問部隊、その構成員及び文民構成員が接受国に支払うべき税及び罰金を支払うことを確保するための適当な措置をとる。

第八条

1　派遣国は、接受国における協力活動の実施のために訪問部隊及び文民構成員が必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての要請を接受国に提出することができる。接受国は、当該要請に対処するために妥当な努力を払う。当該アクセス及び当該利用のための条件は、派遣国との協議を通じて接受国が決定する。

2　接受国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の全般的な管理について責任を負う。

第九条

1　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の事前の同意を得て、かつ、両締約国が必要に応じて相互に決定する取決めに従うことを条件として、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。

2　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の関係当局との取決めに従い、協力活動に関連する公用通信のために電気通信及び情報システムを運用することができる。

3　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令及びサービス・プロバイダが定めるそれぞれの条件に従うことを条件として、接受国において公に提供される通信サービスを利用することができる。

第十条

1　接受国は、自国における車両の運転のための最低年齢に関する要件に従うことを条件として、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証若しくは運転免許証又は防衛隊の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課することなく、公用車両の運転のために有効なものとして承認する。

2　公用車両以外の車両の運転については、接受国の法令によって要求される場合には、適当な国際運転免許証又は接受国の関係当局が発給する運転許可証若しくは運転免許証を取得する。

3　公用車両（接受国において賃借される車両を除く。）には、派遣国が付与する登録番号に加えて、明確な国籍の標示を付ける。もっとも、接受国によって登録されることを要求されない。

4　訪問部隊の構成員及び文民構成員に帰属する私有車両については、接受国の国民に適用される条件と同一の条件で、登録し、かつ、接受国の関係当局が発給する登録番号標を付ける。

第十一条

1　派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許及び資格であって最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、2の規定に従うことを条件として、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められるものとし、接受国により、訪問部隊の構成員又は文民構成員として当該公務を執行するためのいかなる許可（免許の形式であるかどうかを問わない。）も取得することを要求されない。

2　訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国において訪問部隊の構成員及び文民構成員のために治療を行うこと、医薬品を処方し、及び調剤すること並びに医療用製品又は医療機器を使用することを認められる。当該医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のために治療を行ってはならず、医薬品を処方し、又は調剤してはならず、また、医療用製品又は医療機器を使用してはならない。

第十二条

訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。

第十三条

訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行する間、自己の制服及び防衛隊の記章を着用することを許される。